

日本歴史における領域研究

総論序説

壇　　叢

た問題である。日本歴史のばあい、領域や国民は自明の前提とされた結果、研究史は貧弱となつたのであるが、現代の我々に決定的な影響を与えているものの一つに「領域」があることは疑いない事実であろう。

はじめに

本論文執筆の動機は二つあり、第一は日本国家史、ないしは国制史の研究上不可欠と思われる「領土」を含めた「領域」の問題を研究しようと考えたためである。さらにもう少し広くいえば、日本歴史の展開した舞台を考えるという意味で、場合によつては領土より広い領域を考えなければならない。日本の領土は旧植民地を含めて広狭に変動があり、我々現代日本人は日本歴史上もつとも変動の多い時代を経験したといえるのではなかろうか。個々の領域のこまかい研究はあっても、全史を見渡すような包括的研究は乏しいので、まできるだけ何でもとりこむことにし、足りないものはあとでつけ加え、それら相互の関連、歴史的構造の論理を明確にするというように研究が進めばよいと考えている。

第二の視点は、筆者の歴史研究の重要な目標の一つでもあるが、過去の事実の現在に及ぼす影響であり、日本国家史の研究には、とくに変動のあまり大きくなない領域の研究が極めて重要であると考える。変動が少い故に、自明の事柄として等閑に付せられてき

東京工芸大学紀要 Vol. 6, No. 2 (1983)

あげて考究しようとしたわけであるが、すべてに眼が届くまでにはとうてい至らない。総論の序論としたのはそのためである。そこでまず一覧表をかかげ（これとてすべてをつくしているわけではない）、その一部について説明するという形で進めたいと思う。

(一覧表)

I 古代・中世

- 1 国郡制
A 巡察使 B 式内社 C 条里制 D 小豆島

- 2 流刑地
A 外ヶ浜・夷島

- 3 莊園制
A 下地中分

- 4 幕府
A 鎌倉幕府 B 奥州藤原氏 C 大田文

- D 室町幕府 E 鎌倉府 F 守護領国

- G 奥州探題

5 特殊地域

- A 倭寇世界 B 土一揆・一向一揆

- C イオル(アイヌ) D アジール E 商圏

- F ちくらが沖 G 信仰圈:冲ノ島

II 近世

1 幕藩体制

- A 幕領 B 藩領 C 郡代・代官 D 遠国奉行

E 島地分割:(1)取揚島・福浦

- F 漁場 G 口 村の境界 H 入会地

- (3)大槌島 (4)甲島 (5)沖ノ島

- C 蝦夷地と和人地 D 琉球 E 竹島

- F 百姓一揆 G 経済圏 I 金遣い・銀遣い
口 行商圈

III 近代

- 1 領土
A 北海道 B 沖繩 C 千島 I 齒舞諸島

- D 小笠原 E その他 I 硫黄島
口 色丹島 口 鳥島 ハ 大東諸島 ニ 新南群島

- ホ 久六島 ヘ 尖閣列島 ト 竹島

2 植民地

- A 台湾 B 朝鮮 I 間島地方 口 絶影島

- C カラフト D 滿州 E 南洋諸島

3 領海

- 4 日ソ国境紛争

- 5 府県制

6 特殊地域

- A 居留地 B 大東亜共栄圏:傀儡政権支配地 C 非武装地帯
(1)横浜 (2)神戸 (3)函館 (4)長崎

- D 日露協約 E 主権線・利益線 F 絶対国防圏

- G 統計区 H 円決済圏 I 標準時

- J 郵便主権 (1)国内外郵便局 (2)在外日本郵便局

- K 通信市場 L 法令施行地域 M 沿海貿易権

	N	作戦地域	O	学区	P	軍管区
	Q	国有林野	R	皇室御料	R	地方総監部
	IV	現代				
10	1	領土				
	2	領海				
	3	防空識別圏・シーレーン				
	V	時代をこえるもの				
	1	自然科学・人類学的境界	A	フォッサ・マグナ	B	ブラキストン線
	C	照葉樹林・広葉樹林帯	D	肝炎ウイルス分布図	E	環太平洋火山帯
	2	言語文化領域				
	3	東日本と西日本				
	4	通婚圏				
	5	信仰圏				
	6	台灣経済圏				
	7	日本海文化圏				
	8	環東シナ海文化圏				
	9	東アジア複合文化圏				
	A	水稻	B	豆腐	C	納豆
	E	盆栽	F	竹	G	漆
	J	味噌	K	醤油	H	酢・すし
	L	茶	M	塩辛	I	麹
	N	木綿				
10		漢字文化圏				

I 古代・中世

1 国郡制

A 巡察使・節度使・問民苦使・按察使・鎮守府

これらはいずれも国の上位制度ともいべきもので、巡察使・節度使・問民苦使は「道」を所管区域としたし、按察使は出羽・陸奥を一つの広域的政体としてあつかったいた。

巡察使は天武十四年九月十五日、南海道すなわち紀伊・淡路・阿波・讃岐・伊予・土佐に派遣されたのが初見とされている。²⁾国郡制をこえるものが、国郡制形成の初期から存在したことをうかがわせる。

C 条里制

近江国野洲郡荒見は条里制遺構を存し、条里界線によつて藩領・通婚圏・交際圏が形成された。³⁾

D 小豆島

『続日本紀』延暦三年（七八四）十日條に「備前國児島郡小豆島」とあり『太平記』暦応三年（一二四〇）四月條にも備前小豆島とみえる。南北朝初期までは『小山文書』などにより備前に属していたが、『蔭涼軒日録』によると、明応初年に讃岐に編入された。今谷明氏によれば、國界の守護領国制下に移動した唯一の例である。⁴⁾移動の理由については今のところ不明である。しかしこの時の移動がもとで、現在の所属県が決定されたのである。

なお土庄町笠井亨氏所蔵の「慶長十年小豆島絵図」が黒田日出

男氏の解説つきで『日本歴史』三六二号（一九七八年七月）の口絵にのせられているが、摂津・河内・和泉・小豆島の国奉行片桐且元の下で作製されたということであり、小豆島は摂・河・泉と一括してとらえられていることになり、讃岐の一部としての性格は弱いようにも思われる。

2 流刑地

A 外ヶ浜・夷島

日本における流刑の歴史は長いが、領域史からみて重要な点がある。それは流刑地の範囲であって、古代・中世・近世国家のそれぞれがどこを流刑地としたかを考察することは、それぞれの国家領域を知る上でもっとも必要であるからである。けだし支配領域の外縁に配流することはまずなさそうで、支配の及ぶ最末端の地に流すことが多いと推定できそうである。源頼朝が伊豆に流されたのは有名であるが、かれはその地の土豪を結集して鎌倉政権をたてたので、流刑地政権といつてもよいであろう。国家の支配領域と流刑地との関連で問題になるのが夷島と外が浜であり、大石直正氏のすぐれた論考がある。⁵⁾

また鬼が島というよび名は人間の支配領域の果にある島という普通名詞と考えられ、支配領域が拡大すれば鬼が島というよび名は移動することになる。

E 鎌倉府

鎌倉府の支配領域は貞治三年（一二六四）十か国となつたが、室町殿分国との境界は駿河・遠江であった。⁶⁾

この境界は戦国大名後北条氏と今川氏の領国支配に影響を与えているのであろうか。

さらに時代は下って、永享五・六年ごろの境界も『満済准后日記』によれば、駿河・信濃・越後の線であった。

G 奥州探題

奥州探題の支配領域については、現在宮城県の仙北平野西部に対して大崎平野という呼称がある。足利氏の一族大崎氏が加美・志田・玉造・遠田・栗原の五郡を支配していた名残であるといふ。しかし今日行政的には加美・志田・玉造の三郡を大崎地方といふ。⁸⁾

5 特殊地域

A 倭寇世界

塚本学氏が提唱する点で、一五・一六世紀において瀬戸内海・舟山列島・五島列島を包含する倭寇の活動する独自な歴史的領域が

あつたという考え方である。田中健夫氏が作成された「明における倭寇の行動地域と行動回数」表によると、その地域は遼東・山東・江南北・浙江・福建・廣東に及んでいる。^{⑨)}

B 土一揆・一向一揆

室町時代の郷村は灌漑用水の利用をめぐって連合するばあいがあり、莊園領主を異にしながら、引水灌漑という点で共同し、土一揆は莊園をこえたより広い地域を基盤としておこつたとされている。^{⑩)}

D アジール

天正九年（一五八一）長崎市内で殺人事件がおこり、またイエズス会の教会堂に対して町人が狼藉をはたらいたが、これに関連して頭人中が聖堂に逃げこんだ者の自由と特権を尊重し、一種のアジールとして認めたことがあった。^{⑪)}

各地の聖堂がアジール化すれば、それだけ法の真空地帯がふえることを意味する。寺内町が領主の法から超越した空間を作りあげていたことはよく知られているが、長崎における教会領の存在に南蛮諸国の侵略の可能性を感じ取った豊臣秀吉が、九州征服のさい教会領を没収して直轄領としたのは、寺内町廢棄と並んで全國統一の必然的な過程の一つであった。戦国大名・秀吉政権によるアジールの消滅は、中世的自由の終りを意味するものであった。

F ちくらが沖

狂言「磁石」に「それがしは唐と日本の境に、ちくらが沖という所に磁石山という山があり、その山の磁石の精じや」とある。

谷川士清の『倭訓釋』には対馬の海中にちくらが澳といふ所あり、潮の戸甚だ速し。韓國と日本との潮境なりといへり」とみえ。日本と朝鮮との境にある巨濟島の古称瀆盧（とくら）の転かともいわれている。^{⑫)}

G 信仰圏：沖ノ島

海の正倉院といわれた沖ノ島は不言島ともよばれ、イワズ、オイワズ、オイワズサマとも称されていた。山口県豊浦郡矢玉から佐賀県呼子に至る地域は「イワズ信仰圏」ともいうべき一つの信仰圏を形成していた。^{⑬)}

II 近世

1 幕藩体制

B 藩 領 イ 藩 境

藩境警備のために役所をおき、番所と称するものが多い。仙台藩花山村温泉（ぬるゆ）番所などがその例である。気仙のばあいは境目番所がおかれ、役人は二名、九〇日交代で勤番し、境横目と呼ばれた。地元の村民から下役二・三名を出し御境目古人（ふるびと）といった。^{⑮)}

また東北では国境をあずかる役人を「拠人方」（こにんかた）とよぶ所もあった。^{⑯)}

幕府の国・郡・藩・村境の基本方針が知られる史料として大垣市立図書館所蔵の『公儀御定書』(写本)がある。^{o17)}

ニ 漁 場

漁場をめぐる争いは非常に多いが、一例をあげれば、相州高座郡小和田村と茅ヶ崎村との争いがあり、寛文四年六月四日に裁許が下された。^{o18)} そしてその時の裁許絵図が残されている。^{o19)} それによると、相模湾の海中に姥島があり、海岸よりその島をのぞむ線でわけたという。

ホ 島地分割

(1) 取揚島・福浦

(1) 伝承によれば、慶長八年（一六〇三）に池田輝政が播磨五二万石、輝政の次男忠継が備前二八万石を領有したとき、播磨国境を赤穂の最西端の綱崎海岸から、沖にある小島を取り揚げその中央を結んだ線を海の境界としたという。現在「播備国境石」が綱崎と取揚島に建っているが、建設年代は不明である。以上の事実に關する史料は今のところ発見されていないが、現在の県境を決定している。^{o20)}

(2) 井嶋（井島）

「直島三宅家文書」によれば元禄十五年十二月二十二日付の「讃岐国直嶋と備前国胸上村漁獵場之事御裁許絵図」^{o21)} に従って、井嶋

は讃岐国と備前国に分割された。

この分割は岡山県と香川県の県境にも生かされ、同じ島でありますながら岡山側は石島（いしま）、香川側は井島（いしま）と称し、井島には現在居住者はないようで、現代生活にまで影響を及ぼしている。また『玉野市史』には元禄三庚午年の「讃岐国直島領与備前国胸上村漁獵論之事」（四宮家文書）^{o22)} が見え、井嶋それ自体よりも同島周辺の漁場争いが分割の発端であることがわかる。

(3) 大槌島

享保一六年（一七三一）備前日比村と讃岐香西浦とのあいだに漁場をめぐる争いがおこり、翌一七年幕府の裁定が下って、大槌島は北半が日比村領、南半が香西浦領となつた。これより毎年双方の村役人の境界あらためが行なわれ、昭和初年まで続いたという。^{o23)}

この時定められた備前・讃岐の国界は近代にも踏襲されて、現在岡山・香川の県境をなしている。

(4) 甲 島

甲島（兜島）は広島県と山口県に属する瀬戸内海の小島であり、江戸時代に境界争いの対象となつた。島の中央に鉢ヶ峰という山があり、それを目標に折半した。甲鉢割りといわれるわけである。明治八年から一三年にかけて、またもや広島県・山口県の争いを生じたが、結局旧藩時代の境界に落着し、現在は広島県大竹市と山口県玖珂郡由宇町に属している。^{o24)}

折半の時期については不明であるが、明治一二年七月一二日境

界が確定した。明治期の史料については『大竹市史』の本編第二巻一三一ページや、史料編第三巻七六ページ以下にある。なお現在は無人島があるので、島が二県にわかれていてもさしたる支障はない（筆者の問合わせに対する大竹市役所の御教示による）。

(5) 沖ノ島

万治二年（一六五九）五月一二日宇和島藩と土佐藩の紛争は解決し、島の北半は宇和島領、南半は土佐領となつた。²⁵⁾

従つて島中を土佐・伊予国界が走ることになり、藩界は宿毛湾の大藤島と沖ノ島のほぼ中央をむすぶ線とされた。²⁶⁾

明治七年七月七日の達で、愛媛県管轄伊予国沖之島・鵜束島・姫島は高知県管轄とされ、今日に至つている。²⁷⁾

D 琉球

一六〇九年琉球は島津氏によつて服属せしめられたが、宗主権を主張する中国とのあいだに対立した。江戸時代を通じて琉球は日中両属といわれたが、その支配・被支配の実態についてはあまりよく知られていない。国際法的には神聖ローマ帝国以来の概念であるコンドミニウム（Condominium）＝共同統治または共同領有に当るであろうか。あるいはもつとゆるやかな支配関係であつたかも思われる。幕末来航のアメリカ・イギリスなどの列強は中国・日本・琉球の関係がよく理解できなかつた由である。さて琉球の明治時代になつてからの国制も興味深い。明治四年一月一四日をもつて琉球国を鹿児島県の管轄に入れ、五年九月一四日琉球藩をおいた。一二一年四月四日琉球藩を廃し沖縄県をおいた

（この措置に対し清国は反対の意向をのべている）。この一連の改革では国→藩→県という過程をとり、国→県というコースをとつていいことが注目される。その理由について、筆者には今の所わからないのである。

E 竹島

一六九二年から九六年にかけて竹島の所属をめぐる交渉があり、同じ時期に鬱陵島の問題もおこつてゐる。^{28), 29)}

韓国では、竹島のことを「独島」と呼んでいる。西暦五一二年に于山島と呼ばれた竹島を支配し、鬱陵島に帰属させたという「三国史記」の記載などを根拠にして、現在守備義勇軍をおいて領有権を主張している。

III 近代

A 北海道

北海道の地方行政区画上の変遷はまことに興味深いものがある。江戸時代蝦夷地が改められて北一蝦夷（かい）一道となつて律令制の地方組織の一つである道がおかれたとき、それを管理する役所は律令時代の「使」である開拓使であつた。巡察使・按察使などが国をこえた道の管轄にあたるものであることは前述の通りである。そして開拓使の下に一一箇国八六郡をおいた。明治一五年開拓使を廃して、函館・札幌・根室の三県をおいた。一九年一月二六日、三県を廃して北海道庁を新設して、ここに北海道の

行政区画は確定したのである。すなわち明治二年から一九年の短い期間に道→使→国・郡→県→府・支庁と変化し、府・支庁を別として古代以来の諸制度をいわばおさらいしたことになる。

C 千島 口 色丹島

明治二年一二月十日、増上寺は根室国花咲郡の内志古丹島支配を命ぜられ、開拓につくことになった。³⁰⁾

その支配は同三年までであつたらしい。明治一八年一月六日千島国へ編入され、色丹郡となつた。

D 小笠原諸島

小笠原は江戸時代を通じて無人の島であった。実際はハワイ島人などが幕末には定住していたが、それにもかかわらず無人島であつた。という意味は日本人が住んでいなかつたし、住んではならなかつた。すなわち幕府は空島政策を取つていたと考えられる。国境に近接した地点は朝鮮や清国でも「間曠地帶」と呼んで無人地域であったが、小笠原も国境の島として無人としたのではないか。朝鮮では鬱陵島の例があり、日本の近代では明治一七年七月、ウルップ以北の住民を色丹島に移して空島化した例がある。³¹⁾ つぎに小笠原は江戸時代以来どこの国にも属していなかつた。明治になつて東京府に編入されたが、武藏国の一帯になつたといふ記録はない。一般に無人島は国郡制の外におかれていたのではないか。明治以後にも小笠原には町村制は施行されず、特殊な行政区に属していたと思えるのである。

E その他

ハ 大東諸島

一八二〇年（文政三年）イギリスにより発見されボロジノ諸島と名づけられた。沖縄では「おおあかりじま」と呼んでいる。明治一八年領有が宣言された。沖大東島はラサ島とよばれ、明治三年九月一日領土となつた。

ニ 新南群島

一九一七年ごろから日本人が訪れるようになり、一九一八年の末には「ラサ島燐鉱株式会社」の調査がはじまつた。その後領土編入の動きもいままに、フランスは一九三三年七月に領土宣言を行なつた。日本政府はこれに刺激されて一九三九年三月三〇日、台湾総督の管轄下におくと各国に通告した。その後日仏の対立は表面化し、容易に解決しなかつたが、一九四〇年六月、フランスがドイツに降伏したあとの一〇月一日、フランス人は退去し、日本領となつたのである。海南島占領にはじまる日本の南進政策の一環として、新南群島の領有を考えなければならない。³²⁾

ホ 久六島

久六島（きゅうろくじま）の名は七戸久六という人名に由来し、現在は青森県西津軽郡深浦町大字久六字久六に属し、深浦港から二十海里の領海外にあり、上の島・下の島・ジブの三岩礁から成立つている。³³⁾ 明治二十四年その漁場をめぐり、青森・秋田両県の争いがおこった。そのさいいつたん深浦村の地籍に編入されたが、二五年内

務・農商務訓令によって「潮の干満ニヨリ出没常ナキ岩礁ニシテ地籍ニ編入スベキモノニ非ズ」として取消された。³⁴⁾

昭和二六年所属問題は再燃し、二八年閣議は青森県所属と決定して、三一年九月一五日総理府告示第四三九号で告示されて、解決するに至った。

ヘ 尖閣列島

領有問題をめぐる論点をおよそ三つに整理することができよう。

(1) 列島は伝統的に無主の地であり、国際法上の先占によってその帰属がきまる。

(2) 台湾に付属する島嶼であり、従って明治二八年の下関条約により日本に割譲された。

(3) 中国の固有の領土であるが、台湾の付属島嶼ではない。従つて日本の領土権主張には根拠がない。

2 植民地

B 朝鮮

イ 間島地方

朝鮮と満州の国境ちかくで中国領に属し、ロシア領と東側で接しているのが間島である。亡命・逃亡朝鮮人が多く住み、中国人・日本人も混在した。間島問題がおこったのが明治四〇年で、

間島在留韓国民の保護に関する清国とまさつを生じたためである。³⁵⁾

一九一九年三月一五日、朝鮮の日本からの独立を宣言したもの

間島の人々であった。またシベリア出兵のさいは、ウラジオストックにあつた朝鮮人居住地区である新韓村と間島地方にも出兵している。

結果としては一九〇九年一一月二日、吉林省竜井に在間島総領事館が開館され、間島地方が清国の領土であることを認めた形になった。

ロ 絶影島

牧の島とも称し、明治一四年八月二三日付の朝日新聞は「釜山港日本人居留地前にあり其対州の影を絶と云ふを以て斯くは名けたり、俗に牧の島と称す、周回七里なり」と記している。³⁶⁾ 英語では Peer Island という。

明治一九年一月三一日、海軍用石炭倉庫建設のために朝鮮政府と絶影島地所借入約書の調印をした。明治三一年一月二十五日、ロシア軍艦シウーチ号が釜山に入港し、絶影島に石炭庫敷地を借りようとして、すでに日本人の所有に属していた土地との関係で争いを生じた。本邦人所有の土地は陸軍省が買収することで結着した。³⁷⁾

朝鮮をめぐる日露対立のひとこまである。

3 領海

領海三海里制が一八七〇年の普仏戦争のさい、中立を保持する必要から定められたことは今日周知の事実である。局外中立宣言のさい作られたと思われる『明治三年庚午局外中立書類付図』が現存している。³⁸⁾

一八九六年一月、スペインは国際法協会の決議にもとづいて、領海六海里説採用の意向を打診してきたが、日本は現状変更の意思なきことを回答した。³⁹⁾

4 日ソ国境紛争

一九三六年七月一六日、満ソ国境長嶺子で衝突したのをはじめとする。⁴⁰⁾

一九三六年一一月二四日、ポクラニチナヤ北方で、一九三七年六月一九日には乾岱子島をめぐって争い、一九三八年には張鼓峰事件がおこった。一九三九年五月一日のノモンハン事件（ハルハ河会戦）のあとも一九四〇年三月一三日カラフト国境でソ連兵とわが警官隊の小ぜりあいがあった。一九四一年十月二三日には渾春の東方一六キロメートルの一良山で日ソ兵の衝突があった。

6 特殊地域

A 居留地

(1) 朝鮮

一八七七年一月三〇日の「釜山港居留地借入約書」の調印をさいしょとして、朝鮮における日本人居留地の歴史ははじまつた。⁴¹⁾

以後一九〇二年の馬山浦専管居留地の開設に至るまで仁川・鎮

南浦・木浦・群山・城津の各居留地がおかれたが、とりわけ注目すべきは鎮南浦と城津である。これら以外は釜山を中心にして南朝鮮に分布する。北朝鮮西岸の平壌に近い鎮南浦居留地は一八九七年一〇月一六日設けられ、北朝鮮東岸の国境にもそれほど遠く

ない城津に居留地がおかれたのは一八九九年六月二日のことであった。ロシアの南下がひしひしと感じられる義和團事件の前夜にあたっていた。

(2) 中 国

清国における日本居留地のさいしょは一八九六年九月一七日調印された杭州のそれである。三国干渉で後退を余儀なくされたあとのまきかえしであった。ついで翌一八九七年の蘇州、一八九八年の漢口・沙市・天津、さらに一八九九年の福州、一九〇一年の重慶と続く。要するに日清戦争後の烈強による中国分割の一翼をになうものであつた点に、在清国日本居留地の意義があるといえよう。そして專管居留地のための特別会計法案が明治三三年衆議院で成立した（『帝国議会衆議院議事速記録¹⁶、第一回議会、明治三二年』東大出版会、四四三ページ参照）。

B 大東亜共栄圏

傀儡政権支配地

一九四三年十月二一日、チャンドラ・ボースはシンガポールで自由インド仮政府を樹立したが、その領土はアンダマン・ニコバル諸島とされた。

C 非武装地帯

一九三三年五月三一日、関東軍と中國軍との間で塘沽停戦協定が成立し、通州・山海関二百数十キロメートルの非武装地帯が成立した。この地帯は冀東防共自治委員会の勢力範囲であった。

D 日露協約

日露戦争後締結された数回の協約の特色は、満蒙における両国の勢力範囲の協定にあるといえる。例えば明治四五年七月八日成立の第三回日露協約によれば、第一条で満州の勢力範囲を規定し、第二条では「内蒙古ハ北京ノ經度（「グリニッヂ」東經百十六度二十七分）ヲ以テ之ヲ東西ノ二部ニ分割ス」とあり、各地域における特殊利益を承認しかつ尊重することを約している。⁴²⁾

E 主権線・利益線

山県有朋は明治二三年三月「外交政略論」において主権線すなわち国家の領域を守るために外側にある利益線（ロシアに対する朝鮮をさす）を守らなければならぬと力説した。これによつて徴兵令による軍隊の国土防衛軍から海外進攻軍への性格の変換が図られることになった。⁴³⁾

忠君愛国を基本理念とする同年の「教育勅語」発布もこの動きと密接な関連があるものと思われる。

また山県は第一回帝国議会の演説においても「この主権線とは

國の疆域をいひ、利益線とは其の主権線の安危に密着の關係ある区域を申したのである。およそ國として主権線及利益線を保たぬ國はござるませぬ。…」と説いている。⁴⁴⁾ 利益線を植民地化して主権線とするとき、さらにその外がわに利益線を設定せざるを得ないことになる。

I 標準時

国土が広大であると標準時がいくつもあるばあいがあり、従つ

東京工芸大学紀要 Vol. 6, No. 2 (1983)

て時間が支配する領域をいくつかもつことになる。日本のばあい

は明治二一年より兵庫県明石を通る東経一三五度を標準時とした。日清戦争後、台湾領有に伴つて東経一二〇度の西部標準時を設け、台湾・澎湖諸島・八重山・宮古はこれに従うこととした。そして從来の一三五度を中心標準時とした。昭和一二年九月二十四日、国防上の理由から西部標準時は廃止されたが、中央標準時の名称は残された。⁴⁵⁾

ちなみに一三五度の標準時は朝鮮にも採用されているという。防衛上からアメリカの要請に従つたのだといわれる。

J 郵便主権

(1) 国内外郵便局

安政の開国により不平等条約を強いられたが、その中の一つに明治時代におかれた外国郵便局がある。通信主権の侵害である外国郵便局のことは、最近ようやく関心が高まってきた問題である。

横浜フランス郵便局開局は一八六五年（慶應元年）九月七日とされている。⁴⁶⁾

英國郵便局の開設は一八六七年七月二〇日であり、アメリカ郵便局は一八六八年八月であった。一八七七年（明治十年）、万国郵便連合に加入したのを機会に、英國は明治一二年一二月三一日をもつて横浜・神戸・長崎にある郵便局を、フランスは翌一三年三月三一日に閉鎖した（アメリカ局はすでに一八七五年に廃止されている）。こうして郵便主権の回復は実現されたが、明治九年に清と朝鮮に日本郵便局がおかれたことも忘れてはならない。

(2) 在外日本郵便局

外国に日本の郵便局が開設されるのは、その国の通信主権の侵害であるが、明治になって韓国や中国に日本郵便局があつたのはその例である。一方において日本国内に英・仏などの外国郵便局がおかれ、これを排除することが条約改正の重要な一環であつた時代である。被支配と支配の同時進行が通信主権の面でもみられる。

(1) 韓国における日本郵便局のさいしょは釜山のそれであり、(一八七六年十一月)、元山(一八八〇年四月)、仁川(一八八三、十二)、京城(一八八八、七)、以下木浦、鎮南浦、群山、馬山、城津と続き、平壤(一九〇一、六)に至る。中国国内には郵便局はないが、外国に対しては上海・北京などに海関郵便局を開き、朝鮮に対しても一八八九年ごろ(詳細は不明)京城・仁川においた。⁴⁸⁾

K 通信市場

一八七〇年(明治三年)一月三一日、当時の代表的通信社による通信市場分割協定が調印された。すなわちイギリスのロイヤタ

ー、フランスのアバス、ドイツのヴォルフによつてである。その結果、ロイターは大英帝国・オランダ・極東をその支配領域とし、日本も当然ロイター社の通信網の中に組入れられることになつた。⁴⁹⁾ 一八八六年(明治十九年)、内閣官報局は官報外報らんのためロイテル通信社と契約を結んだが、ほかの通信社と契約する自由を持たなかつたにちがいない。

L 法令施行地域

日本の領域内において特定の法律が施行される地域と施行され

ない(当分のあいだという条件がつくばあいもある)地域とにわかれることはかなりあつたし、現在でも存在する。昭和二〇年以前の内地と外地はその顕著な例ではあるが、内地だからといって

法適用上同質の地域とはいえない点に複雑な事情がある。例えば徴兵令に関しても、北海道は明治二九年に渡島・後志・胆振・石狩のみに施行され、残りの部分は明治三十一年に沖縄、小笠原とともに施行された。また選挙法については、小笠原には施行されなかつた。その理由を憶測すれば、明治九年小笠原領有を宣言して島民を日本人として帰化させたが、アメリカ・ハワイ等雑多な人種から構成されていたが故に、選挙権をもつ正当な日本臣民として扱うわけにはいかなかつたのではなかろうか。さらに樺太は内地ではなかつたが、朝鮮・台湾とは法制上かなりちがつた待遇を受け、昭和一八年には内地に編入されている。そして外地といつても朝鮮・台湾と租借地である関東州や委任統治地である南洋群島とはまたかなりのちがいがあつた。⁵¹⁾

現在、個々の法律について、施行時期のずれを明確にする一覧表が調査不十分で完成していないが、一法のみからみても本州・四国・九州とその外の地域とでは色々な点での法的な相違が感得されるのである。⁵²⁾

M 沿海貿易権

明治二年調印の日・北ドイツ連邦修好通商航海条約および日墺洪条約により、日本の沿海貿易権をパシフィック・メイル汽船会社が握り、以後明治三二年八月四日施行の改正関税法により回収

されるまで継続した。⁵³⁾

N 作戦地域

一九四二年一月一八日、ベルリンで締結された「日独伊軍事協定」というものがある。東経七〇度をさかいにして米国西海岸までを日本の、米国東海岸までを独伊の、それぞれの作戦地域とした。三国同盟が戦略上何ら寄与しなかつたのと同様、空文に等しい内容であった。

IV 現代

1 領土

現代日本の領土を規定しているのは、一九四三年のカイロ宣言、一九四五年的ヤルタ協定、同年のポツダム宣言であり、その後奄美・小笠原諸島の返還や沖縄の本土復帰を経て、いわゆる北方領土問題を残しつつ現在に至っているが、北方領土については日本国の大権が現実に及んでいないところから、法令のあるものは領土に入れていない例もあって、問題を生じている。さきにあげたカイロ・ヤルタ・ポツダムの中でもとくにヤルタ協定は戦後の太平洋地域に決定的な影響を及ぼし、ヤルタ体制は現在米ソの対立から崩壊の兆しもあるが、依然として強固であり、北方領土問題はこの体制とは無縁でないので、解決は極めて困難である。

2 領海

明治三年以来領海三海里を採用してきたわが国も、世界の大勢に順応して、昭和五十二年五月二日公布の「領海法」によって、か

領海十二海里を採用するに至った。そしてさらに「特定海域」を設定して、宗谷・津軽・対馬東および西・大隅海峡については三海里制を定めた。

3 防空識別圏・シー・レーン

海岸を距たること四〇〇ないし五〇〇キロメートルの区域で、レーダー覆域と戦闘能力によってその範囲が決定される。識別圏に入る他の航空機は、日本の管制官に国籍その他の事項を連絡することになっている。連絡がないと、スクランブルをすることになる。

またシーア・レーンは石油など重要物資輸送のための航路帶一〇〇〇カイリをさすというが、その概念はあいまいであり、現在（一九八三年九月）線から面へ変化しつつあるといわれる。

V 時代をこえるもの

1 自然科学・人類学的境界

B ブラキストン線

イギリス陸軍の砲兵大尉トーマス・ライト・ブラキストンは文久三年（一八六三）箱館に来り二十年余の間を留した。明治一六年（一八八三）二月一四日、東京のアジア協会例会で「大陸と日本列島の古代における結びつきを示す動物学上のあらわれ」という題で研究発表をした。そして「日本本土の陸上哺乳動物の種類が少ないとばかりでなく、その独特な点、さらに、それが蝦夷の哺乳動物と比べて非常に決定的な相違のあることについて、か

おわりに

なりうまく説明できることを発見したのである。したがって、私はこの境界線を採用し、蝦夷はシベリアの一部というふうに区分した」という。⁵⁵⁾

工部大学校の地震学者ミルンは津軽海峡を「プラキストン・ライン」と呼ぶことを提案し、この名称が定着した。

3 東日本と西日本

日本列島の東と西では、生活文化・風俗・民俗・社会構造に至るまで顕著な相違があり、日本歴史研究の上で今後十分にこの点を考慮に入れて論じないとピントのはずれたものになる、とは最近ようやくいわれるようになった視点である。東西の境界をフォッサ・マグナにおくか、浜名湖あたりにおくか名古屋を東西いはずに入れるとかは、個々の事象によって異なるものがあるにせよ、多くの点でちがいがあり、網野善彦氏のいわれるよう、二つの独立国になっていたとしてもふしげではないのである。まだ十分な整理は出来ていないので、一覧表をかけることはできない。

二、三の例をあげれば、東はイロリ、西はカマド、系図は東が男系、西は女系とか、民家様式は東は柱割り、西は畳割りなどである⁵⁶⁾

6 台湾経済圏

与那国島が台湾経済圏に属するという説がある。民衆の経済生活にとっては国境線は無意味なものに思えると石原昌家氏はい

う⁵⁷⁾

日本史上における諸領域の中でもっとも重要なものは国郡制ではないかと思う。国郡制こそ日本のもともと強固な伝統の一つである。それは天武天皇のころから徐々に定められ、平安初期までに完成したと思われる。この国制は戦国大名の領国まで規定し、江戸時代の大名領、明治の府県制に決定的な影響を与えたほどのものであった。従つて現代の県民生活、県民気質、税金の額からゴミ処理に至るまで、その深甚な影響は及んでいる。日本の国土に適したよほど合理的な制度であったからにちがいない。幕藩体制は、この国郡制と狭義の幕藩制の両方に基礎をおいた国制であったと思われる。そして藩の中でも西南雄藩はこの国郡制の上のつた支配領域をもつものが多く、それはまた東日本と西日本の体制の違いでもあった。幕藩体制はこの二つの要素をあわせもつ故に、対立矛盾する性格を成立当初からかえ、その矛盾を克服できないで崩壊したといつてよいのではなかろうか。そしてより古い国制の上に立っていた西南雄藩により明治維新は断行され、その点にこそ維新の復古的性質がある。明治以後の府県制と国郡制との問題については別稿を用意するつもりであるが、近代以前については最近二、三の研究が現われはじめており、本論文はきわめて大ざっぱな見通しをのべたものにすぎず、今後の新しいよりこまかい研究にゆだねるほかはない。

注釈

- 1) 杉村敏正・室井 力編『コソメンタル地方自治法』、勁草書房、四六～四七ページ
- 2) 『日本書紀』下、四七〇ページ（岩波書店『日本古典文学大系』68）
- 3) 『日本歴史地理総説』近世編、吉川弘文館、一四六ページ
- 4) 今谷 明「守護領国制下に於る国郡支配について」（『千葉史学』創刊号、六一ページ）
- 5) 大石直正「外が浜・夷島考」（閔 晃先生還暦記念日本古代史研究、五六七～五九八ページ）
- 6) 今谷 明「乱後の室町幕府」（『歴史公論72』、昭和五六年一月号、六四ページ以下）
- 7) 田沼 隆「室町幕府・守護・国人」（『岩波講座日本歴史、中世3』、山口恵一郎編著『地図と地名』、古今書院、八九ページ）
- 8) 田中健夫『倭寇』、教育社、二〇三～二〇七ページ
- 9) 奥野中彦「莊園絵図の成立と展開」（莊園研究会編『莊園絵図の基礎的研究』、三一書房、四七ページ）
- 10) 『イエズス会日本年報』上（『新異国叢書3』、四三～四五ページ）、安野正幸「中世都市長崎の研究」（『日本歴史』三一〇号、五〇～五一ページ）
- 11) 織田武雄『古地図の世界』、講談社、一二七八ページ
- 12) 村井章介「中世日本の國際意識について」（『民衆の生活、文化と変革主体』、『歴史学研究別冊特集』、一九八一年一月、六一ページ）
- 13) 楠本 正「宗像冲ノ島」（『離島の四季』、曉教育図書、九ページ）
- 14) 金野静一「絵図に見る藩政時代の氣仙」、六五ページ
- 15) 吉田松陰「東北遊日記」（『日本思想大系 54』、五〇三～五〇四ページ）
- 16) 古賀敏朗「藩境約定書の分析」（『西南地域史研究第2輯』、文献出版、二〇〇～二〇一ページ）
- 17) 茅ヶ崎市小和田、水島尹一氏所蔵、『神奈川県史』同前付録筆者の問合せに対する赤穂市役所市史編さん室の御教示（一九八三年八月一〇日）による。福浦地区についても同じ。
- 18) 濱戸内海歴史民俗資料館（高松市）所蔵。なおこの項は、筆者の問合せに対する香川県史編さん室の御教示（一九八三年八月一六日）によっている。
- 19) 『玉野市史資料編』、五一五ページ
- 20) 『玉野市史』、一二七一～一七六ページ、『玉野市史統編』、六～七ページ
- 21) 『玉野市史』、一二七一～一七六ページ、『玉野市史統編』、六～七ページ
- 22) 『玉野市史』、三七五～三七七ページ
- 23) 『広島藩御覚書帖』によると、「此島半分ハ周防領」とある。（『広島県の地名』、平凡社、八三〇～八三一ページ）
- 24) 『宿毛市史』、三七五～三七七ページ
- 25) 『宿毛市史』、三七五～三七七ページ
- 26) 『宿毛市史』、三七五～三七七ページ
- 27) 『宿毛市史』、三七五～三七七ページ
- 28) 『系図外聞書記』、東大史料編纂所所蔵、長 節子「十六世紀対馬の朝鮮通交独占体制の一考察」（『村上四男博士和歌山大学退官記念朝鮮史論文集』、四四一ページ）
- 29) 『朝鮮通交大紀』、名著出版、一九九ページ、塙 敏「鎖国体制についての一、三の問題」（『東京工芸大学工学部紀要』第五卷第二号、一九八一年、五三～五四ページ）
- 30) 村上博了『増上寺史』、一二四一～一四二ページ
- 31) 安岡昭男『明治維新と領土問題』、教育社、八九～九〇ページ
- 32) Documents Diplomatiques Français, 1932～1939, 『各国領土発見及帰属関係—新南群島関係、一～三卷』、外交史料館所蔵、海野芳郎「一九三〇年代における南沙群島（新南群島）の領有をめぐる日仏紛争」（『政治経済史学』一〇〇号）、一九八三年、三九～四九ページ）

日本歴史における領域研究総論序説

- 54) 53) 52) 51) 50) 49) 48) 47) 46) 45) 44) 43) 42) 41) 40) 39) 38) 37) 36) 35) 34)
- 『地方自治判例百選』、一四ページ
 『日本外交文書第四十卷第一冊』、七八〇一九四ページ
 『新聞集成明治編年史4』、四三一ページ
 『日本外交文書第三一卷第一冊』、一八五〇一九五ページ
 内閣文庫所蔵、塙 敘「日本の領海に関する二、三の歴史的考察」
 『東京工芸大学工学部紀要第一卷第一号』、一九七八年、一一〇ページ
 英 修道『明治外交史』、至文堂、一三四ページ
 『日本外交年表並主要文書下』、原書房、九五ページ
 『日本外交年表並主要文書上』、八二ページ
 同前、三六九ページ
 大山 梓編『山県有朋意見書』、原書房、一九六ページ
 藤村道生『山県有朋』、吉川弘文館、一三八〇一三九ページ
 青木信仰『時と暦』、東京大学出版会、二三〇〇二二二二ページ
 篠原 宏『外国郵便事始め』、日本郵趣出版、一五ページ
 山口 修『郵政のあゆみ一一一年』、ぎょうせい、五三ページ
 山崎好是「韓国郵便百年史」『韓国文化』、一九八三年四月、一〇ページ
 倉田保雄『ニユースの商人口イター』、新潮社、一六四ページ
 『近代日本総合年表』、岩波書店、一〇八ページ
 清宮四郎『外地法序説』、有斐閣

大正七年四月一七日公布の「共通法」の第一条第一項には「本法ニ於テ地域ト称スルハ内地、朝鮮、台灣、閩東州又ハ南洋群島ヲ謂フ」とあり、第二項では「前項ノ内地ニハ権太ヲ包含ス」と規定している。

⁴¹⁾ と同書、三七〇四二ページ
 関税法、關稅定率法、外國郵便規則、統計法、通行税法、相続税法、國家公務員の旅費に関する法律の旅費支給規定など多数あり、例えば入場税法第二八条は「この法律は、本州、北海道、四国、九州及びその付属の島（政令で定める地域を除く）に施行する」とある。

以上

56) 55)
 近藤唯一訳『蝦夷地の中の日本』、八木書店、一五八ページ
 大野 晋・宮本常一他『東日本と西日本』、日本エディタースクール出版部、網野善彦『東と西の語る日本史』、そして、その他『大密貿易の時代』、晚声社、二二〇二八ページ、大嶽幸彦・二木敏篤編著『國際理解としての地理学』、大明堂、一七一ページ